
環境社会学会第 65 回大会

プログラム・要旨集

2022 年 6 月 11 日（土）・12 日（日）

オンライン開催

タイムテーブル

6月11日(土)

●9:00～12:30【自由報告部会】

司会 吉村 真衣 (三重大学)

- 自由報告1 環境ガバナンスによる時間の組み直し
——岩木川ヨシ原での火入れ再開プロセスから
寺林 暁良 (北星学園大学)
- 自由報告2 ナラ枯れ対策としての小面積皆伐更新実施のためのエートスの転換
倉本 宣 (明治大学)
- 自由報告3 外来種の環境アイコン化
—宮城県 JA みやぎ登米管内でのカブトエビ発生を事例として—
谷川 彩月 (人間環境大学)
- 自由報告4 居住地域と放射線の情報収集行動および健康不安についての一考察
—福島県内・県外での放射線の知識・経験・情報収集行動の観点から—
○松村 悠子 (大阪大学)、平井 啓 (大阪大学)、山村 麻予 (関西福祉科学
大学)、三浦 麻子 (大阪大学)、八木 絵香 (大阪大学)、大竹 文雄 (大阪大
学)、坪倉 正治 (福島県立医科大学)
- 自由報告5 「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインと「ナッジ」の役割
—東京・三鷹市を事例に—
中山 敬太 (早稲田大学)
- 自由報告6 ポストコロニアル文学におけるスタンドポイントと批判的再帰性
—アイヌの漫画キャラクターと自然を通じた考察—
山口 賢一 (沖縄県立看護大学)

●13:30～16:00 【企画セッション1】

停滞期の環境 NP0・ボランティア——その捉え方と打開策

企画者：藤田研二郎（農林中金総合研究所）

●16:00～18:00 【総会】

6月12日（日）

●9:00～11:30 【企画セッション2】

気候変動対策における研究と実践

—再生可能エネルギー事業の適地抽出における可能性

企画者：丸山康司（名古屋大学）

●12:30～15:00 【企画セッション3】

環境社会学と障害学の交差点

—『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくか』を出発点として—

企画者：野澤淳史（東京経済大学）

●15:00～17:30 【企画セッション4】

核兵器・原発による環境危機の中で舩橋晴俊氏の環境制御システム論の遺産をどう受け継ぐか

企画者：岡野内正（法政大学）

自由報告・要旨

環境ガバナンスによる時間の組み直し ——岩木川ヨシ原での火入れ再開プロセスから——

寺林 暁良（北星学園大学）

1. 目的

環境ガバナンスの研究では、権力やパワーバランスなどの構造的・規範的な研究が蓄積されてきたほか、近年ではプロセスや動態（ダイナミズム）にも注目が集まっている。後者については、ガバナンスがダイナミズムを伴いながらも維持されるための条件は何かなど、明らかにすべき課題も多い。

本報告では、青森県岩木川下流部のヨシ原保全をめぐるガバナンスのダイナミズムに着目し、それが地域社会にとってどのような意味を持ったのか、そしてそれが地域社会にどのような変化をもたらしたのかを明らかにする。

2. 岩木川下流部におけるガバナンスの契機

岩木川下流部では、住民組織である武田岩木川改修堤防保護組合（以下、堤防組合）が河川敷ヨシ原の占用許可を得て、慣習的な地割に基づいて各集落（や集落に採取料を支払ったヨシ業者）がヨシを利用し、春先に刈り残されたヨシに火入れをして管理してきた。しかし、屋根材やスタレ材としての利用が縮小して火入れの規模が拡大するにつれて近隣住民や野鳥保護団体から苦情が増え、野焼きが容認されない世相も相まって2005年を最後に火入れが途絶えた。これにより、ヨシ原は灌木や外来植物の繁茂によって荒廃し始めた。

河川管理者である国土交通省も当初は火入れ管理に否定的であったが、2005年の「岩木川水系河川整備基本方針」でヨシ原が保全すべき生態系とされたことなどから、その荒廃を問題視するようになった。2006年からは岩木川で大規模な生態学調査プロジェクトが始まり、その中の実験によってヨシ原での火入れや刈り取りの重要性も明らかにされた。そのため、国土交通省は、火入れと廃掃法などの法律・条例との関係を整理するとともに、警察署・消防署との調整役となり、地域住民による火入れの再開を求めるようになった。

以上により、堤防組合と国土交通省にとって、連携して火入れの再開を目指すことが相互にとって合理的となり、両者によるガバナンスが築かれていった。なお、生態学調査を行う地元の研究者が両者を仲介したことが、円滑なコミュニケーションに寄与した。

3. ガバナンスの停滞と継続

国土交通省は2011年にかけて関係者による協議会の発足を目指したが、地元自治体である中泊町が火入れの再開に反対した。稲わらやゴミを野焼きしないよう呼びかけている立場と矛盾するとして、町長が火入れを容認できないとの立場をとったのである。さらに東日本大震災後の混乱もあり、火入れの再開を目指す活動は停滞した。

しかし、その後もヨシのバイオマス利用に関する研究が進められるなど、町も含めてヨシ原保全に向けた連携は継続した。バイオマス利用自体は技術的な困難や利害調整の問題があっても実現しなかったものの、ヨシ原保全に対する意識の共有はさらに進んでいった。またその間に、堤防組

合側ではヨシ業者が5社から2社に減少したほか、国土交通省側では「水辺の国勢調査」などでヨシ生態系の変化が明確になるなど、ヨシ原荒廃への危機感がさらに高まっていった。

そうしているうちに、2017年に中泊町長が交代となった。新たな町長は火入れ管理の再開に前向きであったことから、具体的な体制整備が進んだ。国土交通省の当時の担当者（2017年に青森河川国道事務所副所長に着任）は、火入れをめぐる対立について「思ったよりも根が深くなかった」と語る。ヨシ原保全の必要性に関しては利害関係者間で集合的意識を強めてきたのと対照的に、対立という負の経験は堤防組合の役員、国土交通省や中泊町の職員や首長の交代によって蓄積されずにリセットされてきた。

4. 火入れの再開と新たな体制整備

2018年に国土交通省が中心となって堤防組合や中泊町などと検討会を組織し、「火入れ実験」という名目で春先のヨシ原の火入れを再開した。「火入れ実験」の実施主体は堤防組合で、国土交通省や中泊町などは共催・協力という位置づけである。ガバナンスのプロセスを踏まえて再開した火入れは、以前に住民が行ってきたものとは大きく異なるものだった。

まず、以前の火入れは利用者が各自で無計画に行ってきたが、「火入れ実験」はガバナンスのプロセスや生態学的調査の成果に基づき、国土交通省が計画を立てて実施される。特に、ヨシ原を10区画に分けて2027年までローテーションで火入れを行うという長期計画であることが特徴的である。地域住民による火入れは、毎年のヨシの更新を促すという円環的な時間軸で行われていたが、この計画は直線的な時間軸で未来を見据えるものであった。

次に、以前の火入れは堤防組合が組織的に実施してきたものではなかったが、「火入れ実験」では堤防組合が実施主体に位置づけられ、当日は堤防組合から役員や担当者20人程度が作業に出ることになった。経験の継承のために若い世代の参加も促しており、未来を見据えた体制づくりにつながった。

5. 時間を組み直す

岩木川下流部ヨシ原のガバナンスは、異なる立場や価値観、行動原理を持つ複数の利害関係者が、相互に立場を理解して、集合的な意識を構築するプロセスとして展開してきた。堤防組合は現在も「自然保護の発想は堤防組合のものではない」と語るが、立場が違ってもヨシ原保全という目標を一致させることでガバナンスが継続してきた。また、そのプロセスでは対立もあったが、それらは成員の交代のなかで解消された。

それでは堤防組合がガバナンスに関わり続ける合理性はどこにあったのか。背景にはそもそも地域社会だけではヨシ原管理の継続が難しくなったことがあるが、プロセスの中で地域社会がヨシ原に関わる「時間」が組み直されたことにも注目できる。2018年に国土交通省が形式化した新たな管理体制は、10年先の未来にわたって堤防組合がヨシ原管理の主体となることを想定したものであり、さらに堤防組合として組織的な関わりを求めるものであった。これは、ヨシ原管理に対する円環的な時間の捉え方を変え、縮小傾向にある地域社会の関わりを再編することで新たな管理を目指すことにつながった。

以上のように、環境ガバナンスのプロセスを通じて地域社会の時間認識を見直し、組み直すことが、地域社会の再編を促し、地域環境への主体的な関わりを展望し続けるための契機になりうることが示された。

ナラ枯れ対策としての小面積皆伐更新実施のためのエートスの転換

倉本 宣 (明治大学)

最近、私の周囲では千代田区の神田警察署通りと明大通り、国立市のさくら通りの街路樹伐採問題が紛糾している。東京都が丘陵地公園の雑木林の管理を適正に行おうとしていた昭和の末期においても皆伐更新の際にヤマザクラを更新することに対する住民の反対によってヤマザクラを残して伐採していた。ヤマザクラは株立ちの樹形であることから、くりかえし伐採と再生を繰り返してきたことが明らかであったにもかかわらず、東京都は住民に理解を得ることができなかったからである。こうした樹木の取り扱いの問題は、市民の暮らしと二次的な自然の利用とが切れてしまったことに由来すると考えて、2020年度から実践している活動を報告し、二次的自然と樹木にかかわるエートスについて考えたい。

私が記憶している1960年ごろの矢川緑地保全地域（立川市羽衣町、立川崖線の湧水起源の小河川矢川を中心とした東京都の自然保護条例に基づく自然保護区）の崖線の雑木林の樹木の胸高直径は腕の太さほどしかなかった。雑木林が使われなくなってまもなく、更新後10年ほどしか経過していなかったからである。それから、60年を経た今日においては、雑木林の主木は胸高直径40cmのものが多くなり、原生林と誤認する市民もみられる。守山(1988)によって、里山の価値に眼を開かれた私たちは、ムラノラヤマという生態系の配置を学び、ヤマは地形ではなく雑木林のことであることを理解した。その後、小椋(2012)らによる草原の研究によって、農家-農地-雑木林の先に広大な草地があったことが明らかになってきた。

首都圏におけるナラ枯れは短期間のうちに拡大し、コナラ属の大径木が大量に枯死していることから、景観の大きな変化、安全、伐採搬出費用、処分、拡大の防止などに多くの自治体や緑地の関係者が追われるようになった。根治療法的なナラ枯れ対策は小面積皆伐更新(森林総研関西支所2007)ということが明らかになっているものの、単木処理のみが行われているのが現状である。私の都立公園の造園職としての経験では、かかり木が生じやすく、伐倒できないことの多い単木処理は、面的に伐採して伐倒が可能な小面積皆伐更新よりも1本当たりのコストがはるかに高い。さらに、単木処理ではギャップの光環境がコナラなどの陽樹の生育には不足しており、遷移の後期の常緑のカシ類の遷移を促進することが予想され、明るい雑木林を維持するには小面積皆伐更新を行う必要がある。

そこで、現実的な対応を検討しながら行っている2つの事例を紹介したい。一つは、明治大学黒川農場であり、面積13ha、雑木林の面積は7haである。私立大学の農場であるので、民有地であり、一部を農場実習で使用している。もう一つは、生田緑地であり、川崎市最大の公園(117ha)として、多摩丘陵の自然を残しており、多数の活動団体と指定管理者である日比谷アメニスと川崎市役所がエリア分けをして植生管理を行い、植生管理計画のもと、公園を円卓会議方式で運営している。

黒川農場では、短期的には、職員の小泉が、チェーンソーでナラ枯れ樹木を伐採し、学生2人で運搬できる大きさに玉切り、軽トラックまで運搬して、軽トラックで集積所まで運搬している。農場の軽トラックは産業廃棄物を運搬できないので、伐木を欲しい人が撮りに来るシステムを構築すべく検討中である。作業がむずかしいナラ枯れ樹木は箱根植木に委託し、必要によっては伐倒せず宙氏(そらし)によって上から順に切っている。皆伐更新がうまく行かないのは、私がか

かわった都立公園の保全保護管理委託、桜ヶ丘公園雑木林ボランティアの1994年度の皆伐更新、黒川農場の過去3回の皆伐更新などの経験に基づいて考えると、伐採後のコナラのひこばえと競合植物の管理がうまくできないことに由来する。この段階の意義を学生が理解できるように農場実習に組み込みたい。

生田緑地では、雑木林が広大で、かつ急峻な地形が多い。そこで、円卓会議である、マネジメント会議として、当面のナラ枯れ対策、すなわち安全管理を市長に提言した。その結果、国費も含めて多額の予算を得た。しかし、人力による伐採、運搬、搬出のコストは膨大で、ナラ枯れ樹木の一部しか処理することはできないことが判明している。一方で、自然会議市民部会では、本数は少ないものの市民によるナラ枯れ樹木の伐採を人力で行っており、参加者に人気がある。

どちらもナラ枯れ時代（奥 2021）の植生管理計画を作る必要がある。黒川農場では過去に業者委託による小面積皆伐更新に3回失敗しているので、まず成功の事例を作り、それを基に植生管理計画を変更する。ナラ枯れは江戸時代から発生の記録（井田ら 2010）があり、コナラ属の樹木が大径木化すれば再発することが予想されるので、15年程度の伐期で小面積皆伐更新を繰り返すことが必要になる。そのため、生田緑地の植生管理計画は目標植生を維持するのではなく更新を繰り返す動的なものになる。2回目からの更新は農家が人力で行っていた水準のものであるから、業者ではなく市民に可能になると考えられる。

1964年の東京オリンピックから植栽時に見栄えのする植栽が行われるようになり、すぐに過密になってしまう。伐採して密度を下げるのが合理的な解決法であるにもかかわらず、伐採に反対の市民の存在から、強剪定を繰り返すことも多い。経験の消失（Soga and Gaston 2016）の時代において、ナラ枯れ対策について議論し実践することが、新たな自然や樹木との関係を形成することにつながることを期待している。そこで、zoomを使った連続講演会を開催している（明治大学農学部応用植物生態学研究室主催、日本緑化工学会生物多様性緑化研究部会共催、一般財団法人世田谷トラストまちづくり後援）。ナラ枯れ対策そのものではなく、周辺課題に重点を置くことによって、市民や技術者が新たな関係を見出すことをめざしている。参加者は30～50名であり、会員制ではなく、MLに登録するという形式を取っている。現在、15回の最初のシリーズが終了したところであり、次のシリーズを始めたところである。Zoomによる講演会は参加者のコンプライアンスを維持することに困難性があるので、演者の不利益にならないように留意している。ナラ枯れ対策はきっかけであり、zoom講演会の目的は、自然観と自然とのかかわりについてのエートスの転換である。参加者の興味がナラ枯れ対策から広がらず、仕事である参加者が相互にネットワークを作って自分たちで情報交換することを期待しているものの実現していないことに限界を感じながら、あと11回は開催する準備を進めているところである。なお、最初のシリーズの演題は以下のとおりであった。(1)趣旨(2)ナラ枯れ時代の里山林管理(3)大山オオタカの森におけるオオタカ保全と用材林育成の両立を目指したマツ林管理(4)ナラ枯れとその周辺課題にかかわる物の値段(5)都市公園『帯広の森』の育成管理と間伐材の活用の可能性(6)マツ枯れと植生変化(7)雑木林が優占する前の植生景観(8)(9)参加者の事例報告(10)フクロウの森と小面積皆伐更新(11)斜面防災における樹木のメリット・デメリット(12)奥大山地区におけるナラ枯れの現況(13)こならの丘の植生管理計画(14)企業の社会貢献活動による植樹林の現状と管理方針の検討(15)下鴨神社社の森の植生構造に対する攪乱の影響。

外来種の環境アイコン化

—宮城県 JA みやぎ登米管内でのカブトエビ発生を事例として—

谷川 彩月（人間環境大学）

1. 序論

本報告は、外来種であるカブトエビが地域の環境アイコンとして積極的な意味づけを得た事例を対象とし、これまでの環境アイコンの定義が拡張しうるものであることと、自然物の社会的な多義性を主張することを目的としている。

自然物の価値は社会的に構成されたものである（丸山 2008；瀬戸口 2013）。自然物の価値をめぐる議論の中でも、本報告では科学性と社会性を合わせ持った自然物を指す「環境アイコン」（Lambert 1998）を取り上げる。環境学者の佐藤哲によると、環境アイコンとされる自然物は地域的な歴史性や伝統性ととも、喪失ないし危機の歴史を共通の基盤として持ち、農水産業や観光などの地域産業の活性化を通じた地域の持続的発展へのポテンシャルを有する（佐藤 2008）。しかし、本報告で取り上げる JA みやぎ登米管内におけるカブトエビは、外来種であることから科学的な価値を持たず、かつ歴史性や伝統性も持ちえていないが、地域の農業者からは愛着と誇りをもって受け入れられており、この地域が実践している環境配慮型農法の持続性を支える要因となっている。本報告では、カブトエビへの自然科学的な価値付け、民間伝承にみられる価値付け、および事例地における価値付けをそれぞれ示し、登米におけるカブトエビの環境アイコン化がこれまでの環境アイコンの枠組みを拡張しうる事象であることを主張する。

2. 方法

文献調査ではおもに「国立国会図書館サーチ」を利用し、キーワードを「カブトエビ」として検索を行った（検索結果 274 件）。学術論文と一般書籍のデータ収集にはそれぞれ「CiNii Article」と「カーリル」を補助的に利用した。聞き取り調査は 2015 年から 2018 年までに集中的に実施した。調査対象は、環境配慮型農法の一つである「環境保全米」の認証団体「NPO 環境保全米ネットワーク」（宮城県仙台市）と、農協単位で環境保全米の生産をしている JA みやぎ登米（宮城県登米市）の職員および管内農業者である。

3. 結果

3.1. 自然科学におけるカブトエビの価値

現在、日本に生息するカブトエビ類 3 種はすべて原産地が日本列島ではなく、外来種として扱われている（日本生態学会編 2002）。生態学的見地からみると、外来種は駆除すべき対象とされる場合が多く、水田の生物多様性評価においてカブトエビ類を指標生物に含めることは不適切であると発言する研究者の存在も確認されている（池田 2020）。また、NPO 環境保全米ネットワークでは定期的に「田んぼの生きもの調査」を実施しているが、そこではクモやトンボなどが主要な指標生物として扱われており、カブトエビは毎年調査で多数発見されているものの、指標生物として取り上げられたことはない。

3.2. 民間伝承におけるカブトエビの価値

民間の資料に残されているカブトエビの特徴は、「田の草取り虫」や「生きている化石」、「農薬」といったキーワードに集約される。特に、水田内の泥をかき回して雑草の繁茂を抑制するとして、農薬に頼らない除草技術の一種として評価されている（中嶋 2015）。また、昭和の時期には多数みられたカブトエビが農薬の影響によって近年減少しているとして、カブトエビの分布調査を実施した町もみられた（国分寺町誌編纂委員会編 2005）。

3.3. 事例地域の農業者におけるカブトエビの価値

環境保全米の生産に取り組んでいる JA みやぎ登米管内では、農協職員や農業者の間でカブトエビが積極的な価値づけをされており、それが行政資料に反映される規模で正当性を得ようになっている。聞き取り調査の結果、カブトエビへの肯定的な価値付けは、①有機農業の先進地区でいち早く発生したカブトエビが地域内に徐々に広まっていること、②小学校教諭による「珍しい生きものである」という肯定的評価、③隣接県での天然記念物指定など、多様な理由が複合的に重なって形成されていた。

4. 考察・結論

現在の登米では、少なくとも農業者や農協職員の間ではカブトエビが一種の環境アイコンとして役割をはたしており、農業関係者らが環境配慮型農法へ継続的に取り組むための積極的な動機となりつつある。また、カブトエビは農薬に弱い「ただの虫」で水田に害をなす存在ではないため、地域社会にとっては積極的に排除する理由はない。しかし一方で、生態学的な見地からみればカブトエビは外来種であり、その存在は積極的に認められるものではない。カブトエビはこれまでの代表的な環境アイコンとは異なる位相に位置するが、自然物は社会的に多義的な存在であるということをつまえると、こうしたローカルな価値付けと環境主義的な価値付けとのズレにこそ着目すべきである。

文献

池田浩明, 2020, 「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の簡易評価手法」『日本生態学会誌』70(3), 243-254.

国分寺町誌編纂委員会, 2005, 『さぬき国分寺町誌』国分寺町.

Lambert, R. A., 1998, "From Exploitation to Extinction, to Environmental Icon: Our Images of the Great Auk," In R. A. Lambert ed., *Species History in Scotland: Introductions and Extinctions since the Ice Age*, Edinburgh: Scottish Cultural Press, 20-37.

丸山康司, 2008, 「『野生生物』との共存を考える」『環境社会学研究』14, 5-20.

中嶋泰人, 2015, 「カブトエビの湧き出る田んぼで」『土と健康』43(6), 19-22.

日本生態学会編, 2002, 『外来種ハンドブック』地人書館.

佐藤哲, 2008, 「環境アイコンとしての野生生物と地域社会——アイコン化のプロセスと生態系サービスに関する科学の役割」『環境社会学研究』14, 70-85.

瀬戸口明久, 2013, 「『野生』をめぐる動物観」『日本の動物観——人と動物の関係史』東京大学出版会, 145-156.

居住地域と放射線の情報収集行動および健康不安についての一考察
—福島県内・県外での放射線の知識・経験・情報収集行動の観点から—

○松村 悠子 (大阪大学)、平井 啓 (大阪大学)、山村 麻予 (関西福祉科学大学)、
三浦 麻子 (大阪大学)、八木 絵香 (大阪大学)、大竹 文雄 (大阪大学)、
坪倉 正治 (福島県立医科大学)

1. はじめに

2011年の東日本大震災および続く福島第一原子力発電所事故から10年以上が経過しても事故後の放射線の健康影響に対する不安は続いており、複数省庁が放射線についての情報提供や福島県内・全国各地での放射線のモニタリングが行っている。他方、国内における放射線の健康不安は続いており、望ましい情報発信のあり方について改善の余地があると考えられる。本研究は、現在の情報提供には改善のために、放射線の健康影響にまつわる健康不安の現状、現在の施策の理解、放射線に関する知識と信念、必要とされている情報を明らかにするために、聞き取り調査を行った。

2. 研究目的

本研究の目的は、震災後10年以上が経過し福島県内の地域で復興の状況の差が大きくなり、また国内の他地域では震災の認識が薄れゆく状況において、放射線の知識、放射線の健康影響への不安、放射線を懸念した行動、情報提供のニーズを福島県内・県外で比較し、必要とされている情報を明らかにすることである。さらに、今後の情報発信に活かすために、特に放射線不安が高く放射線を懸念した行動をしている人々の特徴、背景の分析も試みる。

3. 研究方法

大阪大学の学生への予備調査を行った上で、福島県内外の一般市民に対し、スノーボール式のサンプリングを行い、半構造化インタビューを行った。質問項目は、震災時の行動・情報収集行動、放射線の情報行動、不安、放射線の知識、一般的な消費行動、放射線の情報発信に必要なこと、被災地支援に必要なこと等である。年代、男女、居住地域3分類（福島県外、県内のうち避難地域と避難地域以外）、福島県内においては、職業の多様性を考慮しサンプリングを行った。主要な属性および放射線の知識は、量的コーディング、放射線を懸念した行動、健康行動、消費行動、放射線の情報発信や被災地支援の要望については、質的コーディング・内容分析を行った。結果は居住地域の3分類（県外および県内、県内は避難地域・避難地域以外の2分類）で比較し、量的・質的内容を分析した。

4. 結果

予備調査や聞き取り調査の結果より、県内と県外では自然放射線や平常時の居住地域の放射線量の知識、計測経験、福島県で行われた放射線に関する政策の認知に差があると示唆された。また、少量の放射線での健康影響への認識については福島県民のみ健康影響があると回答したが、少量の量によるとの回答も多かった。他方、県内では震災時の避難行動等で、余計な被ばくをし

てしまったのではないかと、との不安を抱えており、引き続きの健康影響の調査研究と放射線量の計測の要望も聞かれた。また、被災地支援について、放射線量計測や県民健康調査の継続や放射線と福島県を結びつけないでほしいとの要望もあった。

5. 考察

県内では放射線についてのセミナーの受講や放射線を計測した経験を持つ住民が多かった。知識・経験と不安への関係性では、居住地域の平常時の放射線・放射能の数値の基準・感覚が、現地で日常生活に生かされているのではないかと推察された。線量が高い地域への出入りがある、もしくは居住している、震災時の行動に不安がある、健康意識が高い等の理由で放射線の健康影響の不安感の強い場合は、放射線の計測等を行うことで、健康不安と向き合い安心して現地で暮らすための行動をとっていると考えられた。なお、県内に居住し放射線を懸念した行動をしていなかったとしても、放射線の不安よりも、金銭面、生活・仕事の都合、頼る先がないといった理由によることもあり、放射線の不安と実際の行動との関係は、個人の家庭・経済・社会的な環境も影響すると示唆された。

今後の放射線の情報発信のニーズについて、県内県外共通の要望として、放射線の知識、原子力発電所事故の非常時の被害等が挙げられた。また、県内では、いまだに健康影響への不安もあることから、長期的な線量計測および健康影響に関する調査研究の結果を継続、公開するとともに、必要に応じた説明・情報提供を行う必要があると考えられる。また、情報発信と被災地支援の視点から、被災地と放射線を結び付けた情報発信については、県内で放射線の値に高低があること、他地域と比較した線量し遜色ない地域もあることを発信するとともに、風評被害とならないように、留意する必要がある。

6. まとめ

本研究では、放射線の知識・放射線に対する健康不安・放射線を懸念した行動等についての聞き取り調査を行い、居住地域の放射線量、放射線計測の経験に差異があり、健康不安に向き合いながら暮らす人や現地で計測を継続している個人・団体がいることを明らかにした。望まれている今後の情報発信の内容として、平常時の放射線量、原子力発電所の非常時の被害、長期的な健康影響および放射線の計測の要望があった。コロナ禍でもあり、今回のサンプリング限界があり、会津地域では聞き取り調査ができなかった他、分析方法にもより計量的な分析・ナラティブな分析の余地があると考えられる。引き続き、ウェブ調査、介入調査を行い、現地に配慮しつつ望ましい情報発信方法を検討する。

謝辞

この研究は環境省委託事業「放射線健康管理・健康不安対策事業(放射線の健康影響に係る研究調査事業)」において実施したものである。

引用文献

環境省 放射線による健康影響等に関するポータルサイト

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/>, 最終アクセス日:2022年5月9日

「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインと「ナッジ」の役割

—東京・三鷹市を事例に—

中山 敬太（早稲田大学）

1. 本研究の目的

本報告¹では、まず三鷹市の現況をインタビューの調査等を踏まえた上で、三鷹市のリスクコミュニケーション体制等の問題・課題等を明らかにし、市民側の実質的なリスクリテラシー向上に繋がる具体的なリスクコミュニティ活動等を検討し、新たなリスクコミュニティ形成にも繋がる「リスクコミュニケーション型まちづくり」体制の必要性とそのデザインに対する「ナッジ」の役割とその可能性を検討する。

2. 本研究の社会的意義

本報告で検討する「リスクコミュニケーション」を伴う「まちづくり」をキーワードとする先行研究は限定的であり、リスクコミュニケーションに主眼が置かれている先行研究は比較的多いものの、「まちづくり」により着目された研究は少ない状況である²。少なくとも市民等を巻き込んだ「三鷹市」の平時を含む「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインに関する先行研究は限定的であり、本研究の希少性や学問的価値を見出すことができる。また同時に、「ナッジ」の役割を踏まえた三鷹市の効果的なリスク行政の政策基盤形成やリスクコミュニティ政策に関する研究を行うことは、不確実性リスクに一自治体として対処をしていく社会において、本研究の社会的意義を見出すことができる。

3. 「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインと「ナッジ」の役割

まず、この(リスク)コミュニティ形成の基盤となる要素は一体何かという問題が生じる。この点、「コミュニティ施設とその管理運営」、「住民運動とパブリックの形成」、「参加、主体化、人間化」、そして「ボランティア活動とコミュニティの形成」の4つの柱が指摘されている³。特に、新たなコミュニティ形成の基盤となり得る担い手・方法として「ボランティア活動」も注目及び期待されており、「コミュニティづくりの主体はあくまで住民(市民)」であり、「その目標とするところは、男、女、障害者、老人、子どもたちが共に学び、共に働き、共に支えあって生きていく共同的、連帯的なコミュニティ」で、「このコミュニティづくりの中核になっていくのがボランティア」であるとされている⁴。

そこで、次になぜ人々は「ボランティア」活動に参画しようとするのだろうかという疑問が生じる。この点に関して、本報告では近年注目が置かれている「ナッジ」の考え方と関連付けて検討をする。「ナッジ」とは、提唱者である Thaler & Sunstein によると「選択を禁じることも、

¹ 本報告内容は、報告者が三鷹まちづくり総合研究所・研究員として行った研究活動成果の一部である。

² 本研究に関連する主な先行研究として次の文献を挙げる。福島徹・田中章太・鳥居宣之・沖村孝(2002)「地震災害に対する住民の防災意識向上のためのリスク・コミュニケーションに関する基礎的研究」『神戸大学都市安全研究センター研究報告』第6号。

³ 山本英治編(1982)『(公共性と共同性の社会学)現代社会と共同社会形成』垣内出版、p. 200 引用。

⁴ 山本(1982)、p. 225 引用・参照。

経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」であり、「限りある認知資源ゆえ最適な決定や行動をし損ねることのある我々を、そつと後押しして状況に気づかせ、ふさわしい決定や行動に導くための方策」であるとされている⁵。より一人でも多くの市民を巻き込み「リスクコミュニケーション型まちづくり」を実現する上で、確かに三鷹市側の方針や施策をトップダウンで実行することも1つの政策的アプローチではあるが、様々な行政資源等の有限性及び取り組み・活動の持続可能性の観点から、むしろ今後地方行政側に求められるのは、「ナッジ」の「そつと後押しして状況を気づかせる」アプローチによるボランティア活動や新たなリスクコミュニティ形成になるのではないかと考える⁶。このような「ナッジ」理論に基づく「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインは、今後の三鷹市をはじめとする自治体のリスクガバナンスにとって必要な要素になる。

4. おわりに

本報告では、三鷹市における新たな「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインの構築に際して、三鷹市のリスクコミュニケーションの現状と課題も踏まえ、その上で三鷹市の事例を中心に「ナッジ」の理論的背景等にも触れ検討を行った。

三鷹市の事例内容を踏まえ、新たな「リスクコミュニケーション型まちづくり」デザインの構築は、三鷹市(地域)及び市民個人々のリスクリテラシーの向上と相関性がある。すなわち、当事者意識をもって「リスクコミュニケーション」という観点でまちづくりに積極的に普段(平時)から関わっていくことで、非常時等を含めより適切なリスク認知やリスクリテラシーの向上に繋がる。また、不確実性を伴うリスク等に対処せざるを得ない状況下でも、「リスクコミュニケーション型まちづくり」に関わることで地域及び市民個人が今まで以上に選択肢の幅や種類が増え、より適切なリスク意思決定に繋がる可能性をもたらす副次的効果が期待できる。少なくとも普段からリスクコミュニケーションを意識したまちづくりの取り組みに一人でも多くの市民が関与し、そのようなカルチャーが地域に根付くことで、新たなリスクコミュニティやリスクコミュニティ・ネットワークの形成に繋がり、地域全体のリスク認知やリスクリテラシーの向上も期待できることになる。

⁵ 白岩祐子・池本忠弘・荒川歩・森祐介編(2021)『ナッジ・行動インサイトガイドブック—エビデンスを踏まえた公共政策—』勁草書房、p. 29 引用・参照。

⁶ 日本で最初に「ナッジ」を推進する組織(横浜市行動デザインチーム YBiT)を立ち上げた地方自治体(横浜市)の事例は参考になる。(https://ybit.jp/: 最終閲覧日 2022年5月10日)

ポストコロニアル文学におけるスタンドポイントと批判的再帰性 —アイヌの漫画キャラクターと自然を通じた考察—

山口賢一（沖縄県立看護大学）

1. 背景と目的

2021年11月に開催された8th International Symposium on Environmental Sociology in East Asia (ISESEA-8)において「Postcolonial Analysis of Manga: Ainu's Ecological Knowledge in Golden Kamuy」と題した発表を行った。漫画作品に登場するアイヌキャラクターが持つ環境に関する知恵に着目し、特に野田サトル著の漫画「ゴールデンカムイ」におけるアイヌキャラクターが発する言説とイメージは、ポストコロニアルな表象でありうると考察した。本研究では、ISESEA-8発表において示した疑問点、特にポストコロニアル文学におけるスタンドポイントと批判的再帰性について掘り下げて考察したい。

2. 文献検討

社会学におけるスタンドポイント認識論の広がりには、Sandra Harding (1986; 1991) や Dorothy Smith (1987) といったフェミニストの知見に負うところが大きい。それまで重要視されてこなかった女性たちのスタンドポイントを、学術的な研究における認識論的優位性と位置付ける動きは、その後、他分野の研究にも受け継がれてゆく。1990年代後半になると、ポストコロニアル研究の方法論を巡る議論の一環として、植民化された人々のスタンドポイントが重要であるとする議論が活発になった。例えば、Linda Smith (1999) は Edward Said (1979) による西洋の支配的言説に対する批判を踏襲しながら、先住民の視点によるリサーチの意義を説いている。また、Julian Go (2016) はポストコロニアル社会学におけるサバルタンスタンドポイントの重要性、特に大きな支配構造や権力関係を解明する要因としての重要性を指摘している。ただし、Go (2016) は、スタンドポイントはそれ自体が結論ではなく、さらなる調査分析の起点として使われるとも述べている。

Strenga and Brown (2015) は先住民、ジェンダー、階級などの研究領域における西洋文化へのヘゲモニーや支配的言説を批判する過程で、調査における批判的再帰性 (critical reflexivity) の重要性を説いている。つまり、公正な調査を実施するためには、研究者が自身の価値観、アイデンティティ、立場について自省し、その調査が内包する政治性やイデオロギーを認知すべきということである。

3. アイヌの漫画キャラクターと北海道の自然

手塚治虫著の「シュマリ」の中で、エカシ (アイヌ語で「長老」) が「わたしたちの天地 わたしたちの国が・・・わたしたちのものでなくなっていく」と述べ、シャモ (和人) との土地の交渉を巡る難しさを主人公に相談する描写がある (1995, p. 262)。つまり、この物語の中で、アイヌは和人によって抑圧され土地を追われたサバルタンな民として描写されたのである。一方、「ゴールデンカムイ」に登場するアイヌは活力に溢れており、特に北海道の自然の中で生き抜く知恵を持つアイヌ少女のアシリパは、この作品のストーリー展開には不可欠な存在である。先述の

ISESEA-8 発表では、北海道の自然に関する知恵を占有するアイヌの存在は、ポストコロニアルな表象であり得ると考察した。

4. 考察

「シュマリ」のあとがきにおいて、手塚はアイヌの集落の悲惨な歴史を学んだことが本作品の出発点であると述べ、さらに「征服者である内地人であるぼくが、被害者であるアイヌの心情などわかるはずがないと悟った」(2013) と、アイヌキャラクターの描写について複雑な心境を述べている。一方、野田は「アイヌ文化に対して謙虚な気持ちで、知ったかぶりはせず可能な限り専門家にこまめに確認し、間違いがあれば全力で謝って単行本で修正する」(2018) と述べている。両作者はアイヌのスタンドポイントを持つわけではないが、批判的再帰性を持って作品を創り上げたと言える。

手塚は、物語を内地人の立場からではなく「アイヌ側からかけば、およそちがった内容のものになるだろう」(2013) と述べているが、「シュマリ」ではアイヌを物語の中心に据えることを諦めている。同作品のエカシはサバルタンであり、その言説は北海道開拓批判とも解釈できるが、そのイメージは、コロニアルな「滅びゆくアイヌ」を踏襲しているようで残念である。一方、「ゴールデンカムイ」のアイヌキャラクターはフィクションな存在でありながら、アイヌ文化に根差した現実的な自然との共生の知恵を語る役割を持つ。このような知の現実性は、我々が現在のアイヌ文化と北海道の自然をリアルな存在として想像する一助となりうるのではないか。また、野田がアイヌと彼らの文化をコロニアルなタブーとしてではなく、エンターテインメントの基軸として採用したことは、日本におけるポストコロニアル文学の一つの方向性と捉えることができると考える。

参考文献

- 手塚治虫, 2013. 虫ん坊 オススメデゴンス「シュマリ」(講談社刊 手塚治虫漫画全集「シュマリ」あとがき抜粋), <https://tezukaosamu.net/jp/mushi/201302/intro.html>.
- 手塚治虫, 1995, シュマリ (中), 角川書店.
- 野田サトル, 2018, 虫ん坊 特集①第 22 回手塚治虫文化省 マンガ大賞「ゴールデンカムイ」野田サトルさんインタビュー, <https://tezukaosamu.net/jp/mushi/201806/special11.html>.
- Go, J., 2016, *Postcolonial Thought and Social Theory*, Oxford University Press.
- Harding, S., 1986, *The Science Question in Feminism*, Cornell University Press.
- Harding, S., 1991, *Whose Science: Whose Knowledge: Thinking from Women's Lives*, Cornell University Press.
- Said, E., 1979, *Orientalism*, Vintage Books.
- Smith, D., 1987, *The Everyday World as Problematic: A Feminist Sociology*, Northeastern University Press.
- Smith, L., 1999, *Decolonizing Methodologies: Research and Indigenous People*, Zed Books.
- Strega, S. and Brown, L. ed, 2015, *Research as Resistance: Revising Critical, Indigenous, and Anti-Oppressive Approaches*, Canadian Scholar's Press.

企画セッション・要旨

停滞期の環境 NPO・ボランティア

—その捉え方と打開策—

企画者：藤田 研二郎（農林中金総合研究所）

1. セッションの企画趣旨

「ボランティア元年」とも呼ばれた阪神・淡路大震災以降の市民活動の高まりのなか、1998年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定されてから、およそ四半世紀が経とうとしている。その間、環境分野では「環境NPO」や「環境ボランティア」といった言葉が定着し、環境政策形成・実施過程でも、それらの参加が積極的に位置づけられるようになってきた。

一方で、活動が長期化するなかでは、どんな団体も常に活発な状態であり続けることはできず、多かれ少なかれ活動の停滞を経験している。例えば、慢性的な資金不足、人材不足から、専従職員を雇用できない、世代交代ができないといった課題は、指摘されてすでに久しく、今なお重大な問題であり続けている。これまで数多くのNPOが設立されてきたが、今日では休眠状態になっているという団体も少なくないだろう。先行研究で優良事例として取り上げられていた団体が、活動を停止してしまっているという事態も、もはや想像に難くない。

市民活動の高まりから四半世紀を経た今日、上記のような活動の停滞は、単に個々の団体の浮き沈みというばかりではなく、環境NPO・ボランティアセクター全体に及ぶ問題となりつつあるようにみえる。とくに2010年代以降は、一般社団法人など従来のNPO法人に並ぶ法人格が普及し、あるいは新たに「社会的企業」や「ソーシャル・ビジネス」といった概念が目されるなかで、かつてのようなNPO・ボランティアに対する期待は、薄れてしまったかのように思える。

こうした状況は、当初環境運動論で期待されていた、行政や企業とも対等に協働するような運動の姿、それを通じて体制内部からオルタナティブを提起するような変革のイメージ（長谷川 2003）とは、異なる。また、そうした期待に対する一定のカウンターとなってきた、環境運動の制度化（寺田 1998）とも状況を異にする。制度化論では、フォーマルな組織基盤を確立した運動体の体制編入効果が問題化されていたが、今日の状況は組織基盤の確立によるものとは捉えがたく、むしろ別の形で環境NPO・ボランティアの活動が行き詰まりをみせているようにも思われる。

今日の環境NPO・ボランティアの状況は、どのように捉えられるのだろうか。もし停滞期にあるとすれば、その要因とは何であり、どのように打開することができるのか。また他の

分野と比較したとき、この要因・打開策にはどのような違いがあり、環境分野における NPO・ボランティアの特徴とは何か。

以上のような問題意識のもと、環境 NPO・ボランティアの停滞をテーマとするセッションを企画する。それを通じて、環境 NPO・ボランティアの現状、これまでの成果と課題を議論するための土台をつくとともに、今後の環境 NPO・ボランティア（研究）のあり方を展望するうえでの示唆を得たい。

なお本セッションは、環境 NPO・ボランティアに関する研究と実践の対話を、主要な目的の一つとしている。そのため、既存の環境社会学上の位置づけに拘泥せず、幅広く環境 NPO・ボランティアの実践にかかわる論点を扱いたい。また「停滞」という見方も、環境 NPO・ボランティアの現状を捉えるにあたっての仮説の一つにすぎない。本セッションでは、そうした見方の適否も含めて活発な議論を期待したい。

2. セッションの構成

本セッションは、以下の3つの報告と、コメンテーター・会場とのディスカッションによって構成される。うち2つの報告は、環境 NPO・ボランティアの研究者、1つの報告は実践家によるものであり、全体を通じて研究と実践の対話を試みる。

司会 青木 聡子（名古屋大学）

企画趣旨説明

報告① 環境 NGO の停滞と活動資金

藤田 研二郎（農林中金総合研究所）

報告② 森林ボランティア活動の「停滞」をめぐる議論の様相

富井 久義（社会構想大学院大学）

報告③ 里地里山問題研究所（さともん）の活動について（仮）

鈴木 克哉（NPO 法人里地里山問題研究所）

コメンテーター 宮永 健太郎（京都産業大学）

リプライ・ディスカッション

3. 各報告の概要

報告① 環境 NGO の停滞と活動資金（藤田）

本報告では、生物多様性の分野の政策形成・実施過程で活動する環境 NGO を念頭に、主に 2010 年代以降の状況と、その背景にある活動資金の問題について検討する。

生物多様性分野では、2010 年愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けて、大小さまざまな NGO が参加し政策提言活動を行った。この政策提言は、「国連生物多様性の 10 年（2011～2020）」（UNDB）をはじめ、いくつかの成果に結びついたが、COP10 後の政策実施過程も含め取組みが長期化するなかでは、活動の継続に困難を抱える団体が少なくない。なかには、当初環境省事務局の委員会に参加するなど、UNDB の政

策実施の中心にもかかわりながら、しだいに活動を継続できなくなり、現在では自然消滅的に解散してしまった NGO もある。

こうした活動の停滞の背景の一つには、環境 NGO・NPO の活動資金の問題がある。活動資金の問題は、環境運動研究の流れのうち、とくに資源動員論の枠組のなかで、社会運動の規定要因の一つとして提起されてきた一方で、従来断片的な検討にとどまってきた向きがある。また NPO 研究の文脈では、行政の委託事業にかかわる「下請け化」（田中 2006）をはじめ、収入源に起因する問題が提起されてきたものの、活動分野による違い、こと環境 NPO の特徴は、あまり念頭に置かれてこなかったとみられる。

そこで本報告では、環境 NGO・NPO の活動資金の問題に焦点を合わせたい。とくに環境 NGO・NPO の特徴の一つとして、自主事業による収入の確保が難しいこと、また委託事業について従来指摘されてきた問題の再考と、その領域での競合関係、さらに委託事業との対比で望ましいとされてきた助成金について、それが収入の中心となることに伴う組織運営上の課題などを検討しながら、ディスカッションに向けた論点を提起したい。

報告② 森林ボランティア活動の「停滞」をめぐる議論の様相（富井）

本報告は、主として 2010 年代後半の森林ボランティア活動における「停滞」の議論の様相を検討する。

「一般市民の参加により、造林・育林などの森林での作業（森林や林業に関する普及啓発活動として行うものを含む）をボランティアで行うもの」（日本林業調査会 1998）と位置づけられる森林ボランティア活動は、1990 年代に活動者や活動団体間のネットワーク形成の動きが見られるようになり、2000 年代に活動団体数を増やしながら展開してきたが、2010 年代後半に至って、活動の「停滞」が議論されるようになった。

とはいえ、参加者の確保や資金確保の困難といった要因については、1997 年に「森林づくり活動についての実態調査」が開始されて以来の継続的な課題であり、それ単独では「停滞」の要因といえるわけではない。

「停滞」をめぐる議論は、活動団体数の増加率の減少、象徴的な活動団体の活動終了、これまで活動を中核的に担ってきた活動者の高齢化等の要因が重なって出てきたものと考えられ、「停滞」をめぐる議論がなされてきた背景となる状況や、その議論の内実を検討する必要がある。

他方で、「停滞」よりは変化に着目する議論も見られる。

それは、森林の生育状況に伴う活動環境の変化に対応して活動内容や活動場所を変えていくことが求められるという、森林ボランティア活動のもつ特性に起因する側面もあるが、ボランティア・NPO ではなく株式会社や自営などの事業体として森林にかかわる活動に取り組む団体が注目されるようになったり、企業と連携した活動の可能性が模索されたり、他方で、活動地の近くで活動に取り組む団体が一定数いることが明らかになるなど、森林ボランティア活動や関連する活動の内実の多様化に注目が集まっている影響が大きいと考えられる。

このように本報告では、森林ボランティア活動の「停滞」をめぐる議論の内実を明らかにすることで、「停滞」を語ることもつ意味についての論点を提起することを目指す。

報告③ 里地里山問題研究所（さともん）の活動について（仮）（鈴木）

環境 NPO の実践について、NPO 法人里地里山問題研究所（さともん）の代表、鈴木克哉氏に、さともんの活動、運営のなかでの課題などをご報告いただく。

さともんは、兵庫県丹波篠山市を中心に活動する NPO で、2015 年に設立された。地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援をはじめ、取組みの成果の発信、参加者の交流を深めるためのイベント・ツアーの運営、農林産物の販売に関する事業など、さまざまな活動を行っている。

ディスカッションでは、研究と実践双方の観点から、環境 NPO・ボランティアの現状やこれまでの成果と課題、今後の環境 NPO・ボランティア（研究）のあり方について議論したい。

【参考文献】

- 長谷川公一，2003，『環境運動と新しい公共圏—環境社会学のパーспекティブ』有斐閣。
- 日本林業調査会，1998，『森林ボランティアの風—新たなネットワークづくりに向けて』日本林業調査会。
- 田中弥生，2006，『NPO が自立する日—行政の下請け化に未来はない』日本評論社。
- 寺田良一，1998，「環境 NPO（民間非営利組織）の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』4：7-23。

気候変動対策における研究と実践 —再生可能エネルギー事業の適地抽出における可能性—

企画者：丸山康司（名古屋大学）

趣旨

気候変動問題への危機感を背景として再生可能エネルギーの利用拡大が進められつつある。その一方でかねてより指摘されてきた立地地域での合意形成が課題となる例も増えており、地方自治体の警戒的な施策も増えている。

この課題の難しさは場所をめぐる社会的文脈の多様性とそれに伴う固有性である。このため〈被害〉は社会的構成され、同程度の影響であってもステークホルダーの反応が真逆になることもある。国レベルでの一律の規制も機能しにくい。

このような状況に対応すべく個別事業を対象とした事業アセスメントではなく地域ごとに適地を予め合意するゾーニング（適地抽出）の施策が進められようとしている。日本でも2021年5月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて促進区域をボトムアップで設定する取り組みが支援されるようになった。この施策には気候変動対策としての意義もあるが、環境問題の解決におけるトレードオフへの合意形成に環境社会学がどう応えるかという課題への対応をせまるものでもある。

そこで本セッションでは秋田県にかほ市における実践例を紹介しながらゾーニングという手法について議論したい。気候変動問題における全体と個の緊張関係を解きほぐす手法としての可能性、市民調査の応用、熟議のためのコミュニケーションデザインといった多様な論点について議論したい。さらに今後の研究の可能性を示した上でゾーニングにおける環境社会学の学問的実践の可能性を明らかにしたい。

報告者一覧

- ・ 「主旨説明及び対象事業の概要」丸山康司（名古屋大学）、高橋潔（にかほ市）
- ・ 「風力発電ゾーニングにおけるコミュニケーション支援モデル」田原敬一郎（科学コミュニケーション研究所）、吉岡剛（東京大学）
- ・ 「再生可能エネルギーゾーニングにおけるコミュニケーションデザインとメディエーターの役割」古屋将太（NPO 法人環境エネルギー政策研究所）
- ・ 「地域における太陽光発電ゾーニング検討のための可視化ツールとワークショップ手法の開発の必要性」山下紀明（NPO 法人環境エネルギー政策研究所）

各報告の要旨

主旨説明及び対象事業の概要

丸山康司（名古屋大学）

高橋潔（にかほ市）

主旨説明に加えてにかほ市における事例の概要を報告する。

環境省のゾーニング事業は2016年から始まっているが、配慮事項の選択や線引きといった価値判断を伴う意思決定という課題の解決は容易ではなく、強い事前注意原則を適用した結果適地が抽出されなかった事例も存在する。加えてにかほ市を含む秋田県では既設の風力発電に対する問題意識や洋上風力発電事業を懸念する運動が活性化していた。

そのような状況のなかでにかほ市のゾーニング事業では風力発電に対して疑問を持つステークホルダーも含めて進め方の公正さについては評価されており、結果においても当初目標を達成出来ている。一定の成果を収めることができた要因について担当の立場から困難さを感じた局面と対応なども含めて紹介する。

第一報告

風力発電ゾーニングにおけるコミュニケーション支援モデル

～秋田県にかほ市を事例として～

田原敬一郎（合同会社科学コミュニケーション研究所）

吉岡剛（東京大学大学院工学研究科 特任研究員）

秋田県にかほ市における風力発電のゾーニング策定にあたり、住民に対する様々なコミュニケーションを実施した。具体的には、ゾーニング策定における3つのフェイズ（①ゾーニング案を作成するためのコミュニケーション、②ゾーニング案へフィードバックするためコミュニケーション、③ゾーニング結果を活用するためコミュニケーション）を設定し、各フェイズ、住民クラスターに応じたコミュニケーションプロセスをデザインした。

本事例をもとに構築した風力発電ゾーニング事業をめぐるコミュニケーション支援モデルを示す。

第二報告

再生可能エネルギーゾーニングにおけるコミュニケーションデザインとメディエーターの役割

古屋将太（環境エネルギー政策研究所）

本報告では、再生可能エネルギーのゾーニングをステークホルダーコミュニケーションのプロセスとして活用するためには何を考え、どのように実行する必要があるのかを検討する。具体的には、(1) ステークホルダーの特定、(2) 利害関心の把握、(3) 地域の文脈に則した合意形成のプロセス設計、(4) 相互理解のための可視化とコミュニケーションなどが基本的な取り組みとして求められる。

こうした一連のプロセスの設計と実施を担う「メディエーター」には、社会調査の方法を理解し、地域や事例に応じて適切な手法を設計・実施できることが資質として求められる。また、異なる利害関心をもつステークホルダー同士の多次元双方向なコミュニケーションに即応して効果的に整理するファシリテーション能力も求められる。

秋田県にかほ市の風力発電ゾーニングの事例では、こうしたステークホルダーコミュニケーションを念頭に、筆者らが戦略的媒介を実践した。その結果、ステークホルダー間の相互理解醸成、潜在的な価値の可視化などを実現することができた。

今後、全国の自治体で再生可能エネルギー促進地域のゾーニングを実施するにあたっては、メディエーターが果たすべき役割は大きい。一方で、メディエーターの財政的中立性の確保や、公共事業の順応的な運用の困難性などの課題を解決する必要がある。

第三報告

地域における太陽光発電ゾーニング検討のための可視化ツールとワークショップ手法の開発の必要性

山下紀明（環境エネルギー政策研究所／名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程）

本報告では、コミュニティ的受容性が低下していると考えられる太陽光発電の今後の適切な普及を見据え、地方自治体が太陽光発電のゾーニングを実施していくための支援ツールはどのようなものであるべきか、そのツールを用いて行う合意形成のためのワークショップの手法の選択肢について検討する。

太陽光発電は再生可能エネルギーのなかでも多くの場所で利用可能な発電方法であり、大きなポテンシャルがある。2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年の電力に占める太陽光発電の導入割合は14～16%とされ、ほぼ現状の倍増となる、しかしながら、制度設計や市場のルールに関する課題に加え、地域住民の反対運動や地方自治体の規制条例の増加という社会的受容性に関わる課題がある。

環境省が改正地球温暖化対策推進法に基づき検討を進めている地域脱炭素化促進事業の促進区域はポジティブゾーニングにつながる仕組みであり、REPOSの改定やマニュアルの策定を通じて支援を行っているが、具体的な検討は各地域で行うこととなる。一方多くの地方自治体ではカーボンニュートラルという目標は設定しているものの、人的・財政的資源は恒常的に不足しており、太陽光発電へのコミュニティ的受容性も低下していることから、自治体職員が容易に扱えるようなポジティブゾーニング設定のための各種環境影響の可視化ツ

ルと合意形成のためのワークショップ運営手法を示すような中間支援と学術的データが必要である。

こうした状況から、支援ツールやワークショップ手法に求められる機能やニーズを整理し、GISを用いた支援ツールの作成とワークショップ手法の開発を今後進めていく。支援ツールは、自治体職員が容易に扱え、自治体内での再生可能エネルギー目標値を検討するために太陽光発電をどの程度、どの地域に導入すればよいかを検討できるものを目指す。さらに、開発した支援ツールとワークショップ手法を用いた合意形成プロセスの手法を複数検討する。

環境社会学と障害学の交差点

— 『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくか』 を出発点として —

企画者：野澤淳史（東京経済大学）

環境問題が民主主義への挑戦だとすれば、すなわち、それを制度および理念として掲げる国家が前提とするさまざまな境界線を越境していくという性質を帯びるものであるとすれば（Lidskog, 2009; Lidskog & Sundqvist, 2011）、水俣病問題が明るみにし、揺さぶりをかけるのは、環境と福祉の間に引かれた線である。その揺さぶりは、それぞれ、被害と障害をめぐる専門知の一つを構成する環境社会学と障害学にも及ぶ。本セッションは、野澤淳史『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくか—〈被害と障害〉〈補償と福祉〉の間を問う』（2020, 世織書房）への批評とその応答を出発点にして、環境社会学と障害学の研究者による越境的な討論を通じて、各々の学問体系を問い直すと同時に、双方の将来的な交差を見据えることを目的とする。

野澤（2020）では、それが医学的に証明されるまで脳性小児麻痺などと診断されてきた胎児性水俣病の患者を先天的な障害者として（も）位置づけている。制度的に見ても、その多くは患者手帳と障害者手帳を所持している。だが、「こんなからだにされた」ことの責任と賠償を求める運動の中で、胎児性患者たちが要求し続けた「自立生活」は議論されることが少なく、結果、その可能性は剥奪されてきた。被害補償における福祉という言葉の用いられ方には留意する必要があるが、胎児性患者たちに対する福祉的な支援が整備されるようになったのは関西水俣病最高裁判決（2004）以降である。

「日常の優生思想」という問題（第6章）は、胎児性患者たちの主張が運動的にも学問的にも積み残されてきたことの延長線上にある。端的に言えば、公害・環境運動が被害者と障害者の間に設けた傾斜的な関係である。原田正純は次のように言う。

環境によって健康が破壊されるようなことは犯罪ですよという話と、障害を持つと不幸ですよ、どうして不幸なの、どうしたら不幸じゃなくなるのという、そういう障害者に対する手立ての問題がうまくつながらないと、私はこの問題は解決しないのではないかと思います。（原田・小野, 2012:96）

水俣病問題が解決していない一つの理由は、「被害とは何か」のみを問いとして掲げてきたことにある。

しかし、胎児性患者たちを障害者として（も）位置づけることは、障害学に対して「新たな」問題を投げかける。野澤（2020）の要点は、個々の心身の機能的不全としての障害^{インバメント}に

ではなく、社会活動に関わる不利益としての障^{ディズアビリティ}害を対象とする障害学の枠組みを援用して胎児性患者たちの自立とその支援を論じた点にあるが、「こんなからだにされた」という水俣病被害者たちの訴えは、インペアメントの位相を鮮明に浮かび上がらせる。だが、ディズアビリティを社会的な問題にする過程の中でインペアメントを単なる生物学的な用語に位置づけた障害学にとって、インペアメントとどう向き合うかは積み残された課題の一つとなっている（星加，2007；Hughes & Peterson, 1997）。もとより、歴史的に見ても、impairmentという英単語の意味は価値中立的なものであったわけではないという意味では（Ralph, 2015）、古くて新しい課題と言えるかもしれない。いずれにせよ、自立の可能性剥奪という焦点化すれば、胎児性患者たちと障害者が被る不利益に制度的な水準での質的な差異はなく、前者を優遇して扱う理由はなくなる。そこから導き出される帰結は「補償ではなくても良いではないか」である。とはいえ、胎児性患者たちは公害の被害者でもあり、この文脈上にいる以上、彼ら・彼女らの自立生活は保障ではなく、補償されなければならない。「障害とは何か」のみを問いとして掲げても、水俣病問題は解決しない。

環境社会学の研究者だけでも障害学の研究者だけでも、環境（被害）と福祉（障害）の境界線を跨ぐ水俣病問題を解くことはできない。協働が求められるゆえんであり、その先に両者の交差点が見据えられるよう、双方の分析の角度を調整していく必要がある。障害学においては、環境科学との理論的接点から自らを批判的に捉え直す潮流が確認できる（辰己，2022）。本セッションでは、1970年代にはすでに確認できる反公害・環境運動と障害者運動の邂逅を起点にして、それから半世紀を経て両学問の出合いの場を作り出すことで、まずは環境社会学とは何かを問い直し、障害学の接点がどこにあるのかを模索していきたい。

参考文献

- 原田正純・小野達也, 2012, 『水俣病問題と向き合いつづけて』地域福祉研究 (40) : 89-101.
- 星加良司, 2007, 『障害とは何かーディズアビリティの社会理論に向けて』生活書院.
- Hughes, Bill & Kevin Paterson, 1997, “The Social Model of Disability and the Disappearing Body: towards sociology of impairment” *Disability & Society* (12)3, pp.325-340.
- Lidskog, Rolf. 2009, ”Miljö och Demokrati”, *Samhällskunskap Kurs AB*. Stockholm: Liber AB, pp. 558-577.
- Lidskog, Rolf. & Göran Sundqvist, 2011, *Miljösociologi*, Studentlitteratur.
- 野澤淳史, 2020, 『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくかー〈被害と障害〉〈補償と福祉〉の間を問う』世織書房.
- Ralph, Michael, 2015, “Impairment” Adams Rachel, Benjamin Reiss and David Serlin (eds) *Keywords for Disability Studies*. New York: NYC Press. pp. 107-108
- 辰己一輝, 2022, 『社会モデル』以降の現代障害学における『新たな関係の理論』の探求』『思想』1176, pp.46-64.

1. 趣旨説明 野澤淳史（東京経済大学）
2. 報告1 野澤淳史
3. 報告2 猪瀬浩平（明治学院大学×NPO 法人のらんど）
4. 報告3 星加良司（東京大学）
5. ディスカッション

報告1

インペアメントの（環境）社会学—65歳の壁という難問—

野澤淳史（東京経済大学）

胎児性水俣病患者という存在は、障害者で（も）ある。では、胎児性水俣病患者と水俣病ではない障害者が被る不利益に制度的な水準での質的差異がない場合、水俣病被害者の日常生活が補償でなければならない理由はどこにあるのだろうか。被害という捉え方をする環境社会学の立場に立てば自明である。だが、そうであるがゆえに、これが問いとして存在していることに気づきにくい。一方、障害学の立場に立てば、その基本的な分析視覚である

ディスアビリティ障害とは何かという議論まで射程に収まる根源的な問題となる。

そうした問題の一つとして、高齢化する胎児性患者たちが今直面している65歳の壁がある。胎児性患者たちもまた、65歳を境にして介護保険への制度移行を求められる。はたして、これは水俣病問題なのだろうか（野澤，2022）。もちろん、医療費の補償に対応する介護費の補償がない、その点において被害の実態に即していない補償協定のあり方を批判し、移行に伴って生じるサービスの低下も補償するよう訴えることも可能だ。だが、それは、水俣病被害者の生（活）をその他の障害者よりも優先する「日常の優生思想」と地続きであり、環境社会学にとっての根源的な問題となる。本報告では、「これは水俣病問題だ」と言う環境社会学のあり方を採らない。だが、これは障害学の枠組みの応用問題でもない。双方の学問にとっての難問である65歳の壁を通して、両者の接点になりうる論点としての障インペアメント害の存在を浮かび上がらせ、「インペアメントの（環境）社会学」への第一歩を踏み出していく。

参考文献

野澤淳史，2022，「（連載）訪問介護事業所『はまちどり』と胎児性患者 第二回 これは水俣病問題なのだろうか？」『季刊 水俣支援東京ニュース』No.101, pp.22-23.

報告 2

インペアメントの複数性へー障害が埋め込まれた地域を描くー

猪瀬浩平（明治学院大学×NPO 法人のらんど）

拙著『分解者たち——見沼田んぼのほとりを生きる』（生活書院）のモチーフは、埼玉の障害者運動史や、見沼田んぼの保全運動史という切り分けをせず、それを私自身が一体のものとして生きてきた地域史として描くことにあった。この本の書評において、嘉田由紀子は個人史を掘り下げ、社会史、環境史につなげて考察することが環境社会学の問題意識の核にあることを指摘している。

本報告の目的は、一つに個人史を掘り下げていった先に、水俣病がどのように現れてくるのか探ることにある。私が小学生だったころ、父が企画に参加した水俣病のドキュメンタリー映画の上映会には、障害当事者がこの映画は障害者差別であると批判にやってきたことがある。また、水俣から裁判に参加する支援者が私の家に泊まり、お土産に水俣の魚を持ってきてくれたこともある。そして、障害当事者が「自立」を目的に開いた店でも、水俣のみかんを販売しており、また現地にまでかけていった人々もいる。そのことの意味を振り返ることは、『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくのか』に対する応答にもなるように感じる。

目的のもう一つは、障害を地域に埋め込まれたものとみるときに、ディスアビリティの問題だけでなく、インペアメントの問題も複数化する可能性を探ることにある。文化人類学における障害研究は、福祉制度が必ずしも整備されていない国・地域における障害をめぐる問題の現れの違いを指摘する。たとえば、カメルーンの熱帯雨林地帯に暮らす障害者を調査した戸田は、ケアは必ずしも家族という私的空間に存在していないこと、ケアは障害のある人が自らの生活を成り立たせるため、コミュニティの構成員との交渉によってはじめて発生する現状であるとする（戸田 2015）。これら、非西洋諸国に暮らす障害者の研究において、植民地支配の歴史を踏まえた議論がなされている点は重要である（仲尾 2021）。これを日本の公害や国内開発の問題やあるいはこれまでの研究において注目されたとはいえない重度知的障害の問題につなげていったとき、新たな考察の可能性が広がるはずだ。そのうえで、文化人類学の多自然主義の議論をふまえながら、障害をめぐる問題の現れといった際、ディスアビリティの現れに多様性があるのではなく、そもそもインペアメントすら複数性をみることができないのではないかというところまで議論を拡張し、障害学の議論への応答に至ればと考えている（デ・カストロ 2015）。

参考文献

ヴィヴェイロス・デ・カストロ，エドゥアルド 2016 「アメリカ大陸先住民のパーспекティ
ズムと多自然主義」『現代思想』44(5):41-79

嘉田由紀子 2020 「自分史を社会史と環境史へとつなぐ渾身の書——猪瀬浩平著、森田友希写真『分解者たち—見沼田んぼのほとりを生きる』(生活書院、2019年)を読む——」『環境社会学研究』26:168-173

戸田美佳子 2015 『越境する障害者——アフリカ熱帯雨林に暮らす障害者の民族誌』明石書店

仲尾友貴恵 2022 『不揃いな身体でアフリカを生きる——障害と物乞いの都市エスノグラフィ』世界思想社

報告 3

環境社会学はなぜ「反優生思想」と出会いそこねたのか—「認識論としての社会モデル」と「当事者学」の視座—

星加良司 (東京大学大学院教育学研究科)

『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくか』(世織書房、2020年)において著者の野澤淳史は、胎児性水俣病患者の経験において交錯する「被害」と「障害」の問題系を、それらの概念化を学問基盤に据える環境社会学と障害学の理論的フレームワークを参照しつつ解き明かそうとする。その際野澤は、「被害の周辺としての障害」や「ディスアビリティとしての被害」というフレーズを用いながら、両者の概念上の異同と、その間で取りこぼされる胎児性患者のリアリティを描き出そうとするのだが、評者の見るところ、「被害」と「障害(ディスアビリティ)」とは驚くほど近接した概念であるように思われる。むしろ、2つのフレームワークの間に緊張関係があるとすれば、環境社会学がインペアメントの否定性を自明視、ないし所与の前提として問いの外部に置くのに対し、障害学ではそれを相対化、ないし問いの主題として位置づける、という点に見出されるのではないか。このような認識に立つとき、素朴に疑問を覚えるのは、障害学にとって本質的な重要性を持つ「インペアメントの否定性」に対する警戒=「反優生思想」的なエートス(堀 2014)が、なぜ環境社会学において等閑視されえたのか、ということである。

この問いに対して、ひとまず障害学の側の特有な背景によって説明を与えることはできるかもしれない。第1に、優生思想の持つ抑圧性に対する痛切な歴史的記憶がある。20世紀の歴史において、インペアメントのある身体・生の物理的な抹消を企図する優生政策の下、障害者は自らの存在を根源的に脅かされてきた。このことが、インペアメントの否定的側面に目配りをしつつも(Thomas 1999, 立岩 2018)、それと慎重に距離をとることを重視する障害学のスタンスを規定していることは間違いない。

第2に、当事者性の重視という規範的な立場選択(杉野 2007, 上野 2013)がある。自らの生を管理・統制する専門職支配を否定し、問題の定義権を取り戻そうとする「当事者学」としての自己規定を持つ障害学は、脱医療化のベクトルを内包することで、インペアメントの否定的価値付けそのものに懐疑的な立場を採る。

第3に、認識論上のパラダイムとしての「障害の社会モデル」がある。「社会モデル」については認識論、存在論、実践論、帰責論等、様々な論脈を重視する解釈があるが、学術的に主要な関心を集めてきたのは認識論の文脈であり(星加 2007, 川越敏司他 2013)、また

そのことによって、インペアメントを否定的に価値付ける社会規範や言説構造をも主題化する理論的射程を獲得することになった（飯野他 2022）。

これに対し、水俣病を研究対象とする環境社会学は端的に、第1の歴史的記憶を共有していない。このことは、対象とする事象やテーマの単なる違いであり、特に問題ではない。一方で、第2の論点に関して「当事者学」という自己規定ではなく、「被害者の側に立つ」という立場性を選択されたこと、第3の論点に関して認識論を重視するよりも、帰責論や実践論に軸足を置いた主題設定が行われたことは、環境社会学自体の主体的選択の問題であり、別様でもありえた可能性である。この点に焦点を当て、障害学と環境社会学の新たな架橋の可能性について議論したい。

参考文献

堀智久, 2014, 『障害学のアイデンティティら』生活書院

星加良司, 2007, 『障害とは何か』生活書院

飯野由里子・西倉実季・星加良司, 2022, 『「社会」を扱う新たなモード』生活書院（近刊）

川越敏司・川島聡・星加良司編, 2013, 『障害学のリハビリテーション』生活書院

杉野昭博, 2007, 『障害学』東京大学出版会

立岩真也, 2018, 『不如意の身体』青土社

Thomas, C., 2007, *Sociologies of Disability and Illness*, Palgrave Macmillan.

上野千鶴子, 2013, 「『当事者』研究から『当事者研究』へ」, 副田義也編『シリーズ福祉社会学 2 闘争性の福祉社会学』東京大学出版会

核兵器・原発による環境危機の中で 船橋晴俊氏の環境制御システム論の遺産をどう受け継ぐか

企画者：岡野内正（法政大学）

原発による環境危機等と取り組みつつ、生活環境主義や被害・加害構造論などを射程に入れて日本の環境社会学研究の理論的統合を企ててきた船橋晴俊氏の環境制御システム論の全貌が、遺稿集（『社会制御過程の社会学』東信堂、2018年）によって明らかになり、欧米の理論潮流（エコロジー的近代化論と「生産の踏み車」論）等も射程に入れてその意義と限界を見定めようとする試み（茅野恒秀・湯浅陽一編『環境問題の社会学—環境制御システムの理論と応用』東信堂、2020年）も現れた。

他方で、日本の環境社会学研究からSDGsを射程に入れた最近の労作（池田寛二2019「サステナビリティ概念を問い直す」『サステナビリティ研究』(9):7-27）は、「資源配分の決定権」に注目した点で船橋理論を評価しつつ、資本主義のシステム転換の課題設定の中にそれを継承すべきと問題提起した。同様の問題意識から福島原発事故に焦点を当てた日本の研究状況の整理も、その問題提起に共感しているかに見える（長谷川公一2021『環境社会学入門—持続可能な未来をつくる』筑摩書房；Koichi Hasegawa, 2021, “Japanese Environmental Sociology; Focus and Issues of Three Stages,” *International Sociology Reviews* 36(2): 289-301）。

ロシア軍のウクライナ侵攻によって世界は核爆弾と原発破壊による核汚染の危機にある。軍備拡張の波が日本を含む世界を襲い、SDGs達成はますます絶望的になりつつある。この情勢に対峙するための学会の共通遺産として、船橋晴俊氏の理論的遺産を発展的に継承すべく、大いに議論したい。

報告者一覧

岡野内正（法政大学）「企画趣旨説明」

湯浅陽一（関東学院大学）「パラダイムとしての環境制御システム論の再評価」

朝井志歩（愛媛大学）「軍事システムへの環境制御システムの深化の可能性」

長谷川公一（尚絅学院大学）「報告へのコメント」

報告要旨

パラダイムとしての環境制御システム論の再評価

湯浅陽一（関東学院大学）

船橋晴俊が展開した環境制御システム論は1つのパラダイムとみなすことができる。本報告では、その特徴を確認しながら、今日の環境問題をめぐる状況を読み解く上でのいくつかの分析視点を析出することで、この理論のポテンシャルを再評価する。

1. パラダイムとしての特徴

報告者は湯浅（2020）において、環境制御システム論を社会変革理論として位置づけ、エコロジカル近代化論や生産の踏み車論と比較した。この理論によれば、社会運動や討論空間などを駆動力にして、環境制御システムが経済システムに介入することで環境問題への対策が進む。この点はエコロジカル近代化論と類似しているが、同時に支配—被支配問題も含めているという点で、2つの理論の特徴を合わせ持っている。本報告ではこの成果をふまえながら、環境制御システム論とST(Social Transition)をパラダイム、脱成長論とSDGs（持続可能な開発目標）をスローガンとして捉え、それぞれの関係を検討する。

環境制御システム論は、日本の事例にもとづきながら、環境制御システムが経済システムに介入していくメカニズムを描いている。これは1つのモデルであると同時に、船橋（2018）で多く提示されているような多様な分析視点を析出できるという点で、1つのパラダイムである。STは、市場のニッチを埋める新たな技術の誕生が駆動力となって社会システムの変化を促すことを示している。環境制御システム論とは何を駆動力とみなすかで異なっているが、変革のメカニズムを提示している点で1つのパラダイムとみなせる。

環境制御システム論の視点は、ともにスローガンであるSDGsと脱成長論の関係の考察にも有用である。SDGsに対する脱成長論からの批判は手厳しい。SDGsは環境と経済の両立が可能であることを暗黙のうちに前提としている。これに対して脱成長論は、経済成長追求の神話からの脱却を主張している。このような経済成長をめぐる対立は、エコロジカル近代化論と生産の踏み車論においてもみられた。

環境と経済の関係について、環境制御システム論は、環境制御システムの経済システムへの介入がたどり着く最終段階（D段階）として「中枢的経営課題としての環境配慮の経済システムへの内部化」を想定している（船橋2018）。この段階では、必ずしも経済合理性の排除は意図されていない。この点は、脱成長論からみれば、不十分ということになる。

しかしスローガンであることを自認する脱成長論は、具体的な脱成長の過程などについて国や地域によって異なるとして明示していない。バルセロナでの協同組合形式の活動などを高く評価しつつも、個別の取り組みがいかに社会システムの中心部を変革しうるのかも示していない。

環境制御システムが示す介入の深化というモデルは、中心の変革と、新たな価値観の誕生の可能性を含みつつ、国や地域ごとの多様性にも開かれている。この理論をパラダイムと

し、そこから多くの分析視点や仮説を取り出すことで、環境と経済の両立可能性をめぐる論争に一定の貢献をすることができると考えられる。

2. いかに中心を変革するか：原子力システムとの戦い

中心部の支配的な価値観に対して、周辺部が異なる価値観にもとづく取り組みを進め、成果を挙げる個別的な事例は少なくない。しかし、現在の資本主義システムのグローバルなレベルでの拡大と浸透は、そうした取り組みの成果を凌ぐ様相をみせている。

こうした状況からは、いかにして中心部を変革するのかという問いが立てられる。グローバル化の進展により、国や地域は互いに強く結びつき依存し合っている。中心部の支配原理と異なった価値観による取り組みを展開しようとしても、この巨大かつ強力なシステムから自立することは容易でない。変革はしばしば周辺から生じるが、中心部の壁は厚く、そこを変革することは困難であるようにみえる。ではいかにして、ここに切り込むか。

「破局」を1つのきっかけとする考え方もある。破局を経験したことから従前の常識を超えた考え方が広く共有され、それによって変革が進むというものである。福島原発事故や核戦争の危機もそうした破局の1つである。しかし、福島事故後の日本社会では、原発が抱える問題点についての認識は一気に深まったものの、原子力を支える中心的なシステムの改変には至っていない。日本の経験は、原子力複合体のしぶとさと病理をよく体現している。本報告では、その一例として、原子力関連施設の立地自治体の動向を検討する。

3. 環境高負荷随伴型の構造化された選択肢の変革と主体の変化

環境制御システムは、公害被害者や、環境問題による影響に敏感な消費者などが中心となって形成される。しかし現代社会において多くの消費者は、環境高負荷随伴型の構造化された選択肢に取り込まれている。こうした選択肢への慣れは、人々の意識や生活習慣の根深いところまで入り込んでいる。環境制御システムが経済システムに介入していく過程においては、環境制御システムを担う主体の組織化などが分析の対象となるが、消費者の内面の変化などへの注目は少なかった。環境制御システムの経済システムへの介入は、じっさいには経済システムのみの変化だけでなく、環境制御システムを形成している諸主体の意識や行動の変化も促すようになる。環境高負荷随伴型の構造化された選択肢に深く規定された人々は、この過程において、いかにして変化することができるのか。本報告では、経済システムへの介入がもつ効果の双方向性という視点を検討したい。

4. 資本主義と民主主義の変質

環境制御システム論も脱成長論も、資本主義を一定の完成体としてみなしている。しかし資本主義も内部では変化しており、その限界や内部崩壊の可能性も指摘されている。また、環境制御システムは、社会運動や討論空間を変革の駆動力としている点で、民主主義に大きな信頼を置いている。しかし、世界的に民主主義への信頼度が低下しているという傾向もみられる。近代においては資本主義と民主主義とが「併存」してきたが、両者とも変質の兆し

をみせている。この動向は、環境制御システムが描く介入の最終段階（D段階）の姿にも、根本的な影響を与えうる。両者の関係に対する問い直しが必要である。

参考文献

船橋晴俊、2018、『社会制御過程の社会学』東信堂

湯浅陽一、2020、「社会変革理論としての環境制御システム論に何が可能か」茅野恒秀・湯浅陽一編『環境問題の社会学—環境制御システムの理論と応用』東信堂

軍事システムへの環境制御システムの深化の可能性

朝井志歩（愛媛大学）

1. 報告の目的

船橋晴俊による環境制御システム論では、環境制御システムが経済システムへの介入を深化させていく過程が段階的に明示された。しかし、公害や環境問題は必ずしも経済システムによってのみ発生するのではなく、軍事的な活動によっても引き起こされている。

本報告では、軍事的な活動によって生じる環境問題をいかに防ぐべきかを考えるために、環境制御システム論の理論枠組みを応用し、環境制御システムによる軍事システムへの介入の深化について検討する。在日米軍基地に対する環境規制の特徴を明らかにした上で、介入が深化しない要因について考察することを通して、軍事システムの本質について解明し、軍事システムに対抗する論理とは何かについて提示する。

2. 環境制御システムと軍事システム

環境制御システムと軍事システムの間には、諸個人が生活を継続し、生存し続けること、いわば個人の「安全」をめぐる考え方に相違があると思われる。つまり、自然環境や生態系が維持されることで諸個人の生存が保障され、生活環境が安定的で、安全で落ち着いた生活を営めることが、生命の維持と生活の継続には必要である。そうした諸個人の生活の維持や生命の存続という「生」そのものを支える広い意味での「環境」を良好に維持しようとするのが、環境制御システムに備わる役割であると思われる。そのため、人命と、人間の生存や生活に欠かせない生活環境や自然環境などが、破壊や殺戮されずに、維持され、継続していくことに価値を置く「生の存続」が、「生の破壊」を目的とする軍事システムと対峙する際に環境制御システムの立脚する価値であり、達成すべき経営課題となるといえよう。

他方、軍事システムとは、個人の安全を保障する役割を担うシステムではあるものの、安全を保障すべき対象範囲は限定され、部分性を持っている。確かに、軍事システムも諸個人が生活を継続し、生命を維持し続けることを保証するシステムであるが、軍事システムは国民国家の枠内に含まれる諸個人の安全が守るべき対象なのであり、それ以外の諸個人は安全を守るべき対象には含まれていない。つまり、軍事システムとは、安全を保障すべき対象の間に格付けをする特徴を持つシステムであり、さらに、自然環境や生態系の維持が人間の生存や生活に欠かせないという環境制御システムが持つ価値は、軍事システムには備わってい

ない。これらの特徴のために、軍事システムは安全を保障すべき対象の安全が脅かされたり、脅かされつつあると判断された場合には、安全を脅かした存在に対して破壊や殺戮という暴力の行使を正当化する。そして、この暴力行使を独占的に行い、正当なものとして承認させるのは、それが国家によって行われるからであり、国家が保持する生々しい暴力の行使を体現するものが、軍事システムであるといえる。

3. 在日米軍基地に対する環境規制の特徴

米軍基地に対する環境規制には4つの特徴があり、第一に、日米両政府間で合意された協定や合意は、取り決められた事項の運用がすべて米軍側の裁量に任されている。第二に、文言に例外規定や適用除外が多い。第三に、罰則規定が無く、違反した場合に米軍側に違反した理由についての説明責任も課せられていない。第四に、取り決められた事項が遵守されているかどうかを日本側が検証する手段について明記されていない。これらの特徴ゆえに、萌芽的な制約条件の付与の試みがなされているものの、実際の運用には米軍側の裁量が大きいため、厳格な規制として機能してこなかった。介入はB段階に留まったまま形骸化しており、これが制約条件が設定されながらも軍事システムを制御できない要因である。

4. 環境制御システムによる軍事システムへの介入の進化の可能性と限界

軍事システムへの介入が深化したC段階とは、環境制御システムに備わる価値の優位性が高まることで、軍事システムに備わっていると考えられている「公共性」に対する見直しがなされ、安全保障に関する考え方の転換が生じる状態といえる。つまり、C段階で起こり得ることは、軍事的な活動の規模や内容、頻度などの適正さを見直すことによる、軍備の縮小と、軍事的な活動に依存しすぎない安全保障システムが形成されることである。

なお、軍事システムに対する環境制御システムの介入において、D段階は存在し得ないと思われる。その理由は、環境制御システムの立脚する価値は、軍事システムの持つ価値とは本質的に相容れないからである。

5. 軍事システムに対抗する論理

人命と、人間の生存や生活に欠かせない生活環境や自然環境などが、破壊や殺戮されずに、維持され、継続していくことに価値を置く「生の存続」が、「生の破壊」を目的とする軍事システムと対峙する際に環境制御システムの立脚する価値であり、環境制御システムが達成すべき経営課題となると思われる。この「生の存続」という価値が社会的に尊重されるためには、第一に、社会規範として個人を「見棄てないこと」、「排除しないこと」を確立していく必要がある。連帯や共同性を保つための社会規範として、犠牲になっても構わない「生」が存在してもしかたがないという論理を否定していくことが求められる。第二に、「生」のヴァルネラビリティ(vulnerability: 可傷性、傷つきやすさ)が重視されることが必要である。その本性として、「生」がヴァルネラビリティを持つからこそ、「生の存続」が優先されるべきという価値観が社会的に共有されていくことが求められる。軍事システムは防衛や安全保障という「セキュリティ」の名の下に、守られるとされた諸個人の自らの

「生」をも脅かしていく特性を持っているという、「安全保障の逆説」や「国家のパラドックス」への理解が、ヴァルネラビリティという個人の「生」に備わる本性を保持したまま、他者の「生の存続」を社会的に尊重すべきという意識の醸成につながるといえる。

参考文献

朝井志歩, 2020, 「環境制御システムと軍事システム」 茅野恒秀・湯浅陽一編『環境問題の社会学－環境制御システムの理論と応用』東信堂, 227-262.

環境社会学会第 65 回大会
プログラム・要旨集

2022 年 6 月 10 日発行

環境社会学会
